

条例第8号

宇和島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月18日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u> _____をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬及び<u>期末手当</u> _____をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 給与条例第35条から第37条までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、給与条例第35条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の132.5」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 給与条例第35条から第37条までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。 _____</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p>第17条の2 <u>給与条例第38条の規定は、任期が6月以上のフルタイ</u></p>

(期末手当)

第27条 給与条例第35条から第37条までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条_____において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第35条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の132.5」と、給与条例第35条第4項中「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、規則で定める報酬）」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

ム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第38条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(期末手当)

第27条 給与条例第35条から第37条までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において_____

____、給与条例第35条第4項中「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、規則で定める報酬）」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(勤勉手当)

第27条の2 給与条例第38条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、規則で定める報酬）」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条

例第38条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。